

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：大規模特定電気通信役務提供者に対する削除対応の迅速化及び削除等の実施状況の透明化に係る具体的措置の義務付け

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課

評価実施時期：令和6年2月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの <ul style="list-style-type: none">副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

近年、インターネット上における誹謗中傷等の違法・有害情報の流通は社会問題化している。総務省の違法・有害情報相談センターに寄せられる相談件数は高止まりしており（令和4年度は5,745件）、上記相談センターにおける被害者からの相談のうち、約3分の2が「投稿の削除」に関するものである。「投稿の削除」については、これまで事業者の自主的取組に委ねられてきたものの、問題が数多く生じており、事業者の自主的取組に限界が見られている。

今回の制度改正を行わない場合には、事業者による「投稿の削除」について上記課題を解消することができず、インターネット上の違法・有害情報による被害がより一層深刻化するおそれがあることをベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題、課題発生の原因】

被害者からのニーズが高い「投稿の削除」について、これまで事業者の自主的取組に委ねられてきたものの、問題が数多く生じており、事業者の自主的取組に限界が見られている。具体的には、①申出窓口が分かりにくい、②情報が拡散しないように一定期間以内における迅速な対応が必須、③申出に対する判断結果及び理由の通知がない場合がある等の課題が被害者等から指摘されている。また、④事業者がどのような場合に投稿の削除を行うか等の基準（運用指針）の内容が抽象的であるため、具体的にどのような場合に適用されるかが明らかでない等の課題も指摘されており、事業者の自主的取組では不十分な状況にある。

これらの課題の原因として、違法・有害情報の流通による被害者への対応といった利用者保護の取組は、事業者にとって金銭的利益が見込まれず、市場原理による対応の改善が期待できないことが挙げられる。

【課題解決手段の検討】

そのため、「規制」手段により、事業者に一定の対応を義務付け、インターネット上の違法・有害情報による被害者の救済を実現する。

【規制の内容】

1. 大規模特定電気通信役務提供者の指定・届出義務

SNS等の特定電気通信役務を提供する者のうち、一定規模を超える等の条件を充たすものを提供する者を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、総務大臣に住所等を届け出る義務を課す。

2. 削除対応の迅速化

権利侵害情報への速やかな対応を実現するため、大規模特定電気通信役務提供者に対して以下の義務を課す。

- ① 被侵害者からの削除申出を受け付ける方法を定め、公表する義務
- ② 侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行う義務
- ③ ②の調査のうち、専門的な知識経験を要するものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する十分な知識経験を有する人員（侵害情報調査専門員）を一定数以上選任する義務
- ④ ①の方法に従った削除申出があった場合に、必要な調査を行った上で、申出に応じて情報を削除するかどうかを判断し、削除した場合にはその結果、削除しなかった場合にはその結果及び理由を総務省令で定める一定期間以内に当該申出者に通知する義務

3. 削除等の実施状況の透明化

発信者等に対する削除等の透明性を確保するための義務として、大規模特定電気通信役務提供者に対し、以下の義務を課す。

- ① 大規模特定電気通信役務提供者の裁量による削除等については、削除等の対象となる情報の種類をできる限り具体的に定め、事前に公表する義務
- ② 削除等の事実及び理由を発信者に対して通知し、又は発信者が容易に知り得る状態に置く義務
- ③ 迅速化を図るための義務及び透明化を図るための義務に基づき講ずべき措置の毎年の実施状況（例：削除申出に対する回答件数や発信者への通知件数等）を公表する義務

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

遵守費用が発生するものについて、以下のとおり推計を行ったところ、遵守費用全体として約2億円と推計できる。

本改正により指定を受けた大規模特定電気通信役務提供者は、総務大臣に対して住所等を届け出ることになるが、届出様式への記載に担当者2名で、1時間を要すると仮定して試算すると、届出に関する費用は5,360円/件である。仮に指定される大規模特定電気通信役務提供者を3社と仮定すると、全体における届出に要する費用は16,080円である。

$2,680 \text{円} (\text{担当者時給}) \times 1 \text{時間} (\text{届出様式への記載に要する時間}) \times 2 \text{人} (\text{実際に作業を行うと考えられる人数}) = 5,360 \text{円} (\text{大規模特定電気通信役務提供者1社あたりの届出に要する費用})$

$5,360 \text{円} (\text{大規模特定電気通信役務提供者1社あたりの届出に要する費用}) \times 3 (\text{大規模特定電気通信役務提供者数}) = 16,080 \text{円}$

$\times 4,580,000 \text{円} (\text{令和4年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(年間)}) \div 1,709 \text{時間} (\text{令和4年労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間数}) \div 2,680 \text{円}$

大規模特定電気通信役務提供者は削除申出に対して当該申出が権利侵害にあたるかを調査するための侵害情報調査専門員を選任し、遅滞なく調査を行う義務を履行するため、新たに人員を雇用する必要が生じる。仮に侵害情報調査専門員を3人新たに選任し、権利侵害性の有無につき1件の削除申出に対して7時間の費用が発生するものとする、費用は以下の通りとなる。

$2,680 \text{円} (\text{担当者時給}) \times 7 \text{時間} (\text{調査に要する時間}) \times 3 \text{人} (\text{実際に作業を行うと考えられる人数}) = 56,280 \text{円}$

$\times 4,580,000 \text{円} (\text{令和4年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(年間)}) \div 1,709 \text{時間} (\text{令和4年労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間数}) \div 2,680 \text{円}$

事業者の自主的取組によって、これまでどの程度の削除等の取組が行われてきたかの運用状況は明らかではなく、本改正によって、指定されることになる大規模特定電気通信役務提供者の数や指定事業者に寄せられることになる削除申出の件数についての正確な推計は現時点では困難であるものの、総務省が委託運営する違法・有害情報相談センターへの被害者からの「投稿の削除」に関する相談が、各大規模特定電気通信役務提供者に対してもなされることになった場合は、令和4年度は当該センターに対して約3,800件の「投稿の削除」に関する相談があったため、大規模特定電気通信役務提供者全体における権利侵害情報の調査にかかる年間の遵守費用の総額は、213,864千円と推計される。

$56,280 \text{円/件} (1 \text{件あたりの削除申出に対する調査費用}) \times 3,800 \text{件} = 213,864 \text{千円}$

さらに大規模特定電気通信役務提供者は新たに削除等の対象となる情報の種類を定め、運用指針として公表するための追加的な人件費が発生する。仮に担当者3人で、運用指針の作成につき10時間の費用が発生するものとする、費用は以下の通りとなる。

$2,680 \text{円} (\text{担当者時給}) \times 10 \text{時間} (\text{運用指針の作成に要する時間}) \times 3 \text{人} (\text{実際に作業を行うと考えられる人数}) \times 3 (\text{大規模特定電気通信役務提供者数}) = 241,200 \text{円}$

$\times 4,580,000 \text{円} (\text{令和4年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(年間)}) \div 1,709 \text{時間} (\text{令和4年労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間数}) \div 2,680 \text{円}$

なお、大規模特定電気通信役務提供者においては権利侵害を受けたとする被侵害から削除申出を受け付けるための方法を定め公表、申請があった削除申出に対して、削除の可否についての通知に際してそれぞれの義務を履行するためのシステム改修費用の発生が見込まれる。しかしながら、システム改修に要する費用は各社におけるシステムの運用が明らかとなっていないため、厳密に算出することは困難であるものの、違法・有害情報相談センターにおけるシステム改修費用を参考に3,000千円の改修費用が発生すると仮定して試算すると、システム改修に要する費用の総額は9,000千円と推計される。

$3,000 \text{ 千円} (1 \text{ 社あたりのシステム改修費用}) \times 3 \text{ (大規模特定電気通信役務提供者数)} = 9,000 \text{ 千円}$

また、大規模特定電気通信役務提供者は毎年、運用指針にかかる運用状況について公表することとなるが、ホームページへの掲載に担当者1名で、1時間要すると仮定して試算すると、公表に関する費用の総額は8,040円である。

$2,680 \text{ 円} (担当者時給) \times 1 \text{ (掲載に要する時間)} \times 1 \text{ (実際に作業を行うと考えられる人数)} \times 3 \text{ (大規模特定電気通信役務提供者数)} = 8,040 \text{ 円}$

※4,580,000円(令和4年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(年間)) \div 1,709時間(令和4年労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間数) \approx 2,680円

【行政費用】

本改正により指定を受けた大規模特定電気通信役務提供者が行政に対して届出をすることとなるが、行政において、届出に係る書類を確認し、ホームページやその他広く国民が知ることのできる場所に公表することとなるが、以下の通り行政費用は限定的である。

仮に当該対応に係る書類の確認作業、ホームページ等への公表に2時間、担当者3名で行うものとする費用は以下の通りとなる。

$3,392 \text{ 円} (担当者の時給※) \times 2 \text{ 時間} (1 \text{ 社あたりの対応に要する費用}) \times 3 \text{ 人} (担当者の人数) \times 3 \text{ (大規模特定電気通信役務提供者数)} = 61,056 \text{ 円}$

※3,392円 $=$ 6,835,000(国家公務員における給与(令和4年版)(内閣人事局)) \div 2,015時間(7.75時間 \times 5日 \times 52週)

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和するものではないため、該当せず。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

大規模特定電気通信役務提供者の範囲は事業者の経済活動（特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的・実務的負担の問題）や表現の自由に与える影響、削除の社会への影響を踏まえ、一定規模以上のものに限定するため、特段の影響は想定されない。なお、当該範囲については、大規模特定電気通信役務提供者の指定に当たり指標となる平均月間発信者数や平均月間延べ発信者数の推移を踏まえ、事後評価において検証する。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「プラットフォームサービスに関する研究会」では「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」を設け、関係者ヒアリング及び3度の意見募集を実施する等、専門的・集中的に議論を行った。その結果、第三次とりまとめ（案）（令和5年12月12日）において、大規模プラットフォーム事業者に対して「プラットフォーム事業者の対応の迅速化に係る規律」、「プラットフォーム事業者の運用状況の透明化に係る規律」に関して具体的措置を求めるにあたっては、事業者の経済活動（特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的・実務的負担の問題）や表現の自由に与える影響、削除の社会への影響を踏まえ、一定規模以上のものに対象を限定することが適当との提言があった。

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に改正法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

改正法によって対象となる大規模特定電気通信役務提供者数、侵害情報調査専門員の選任数、措置申請窓口の設置に係るシステム改修費、公表が義務付けられる削除申出に対する判断結果及び理由の通知件数、運用指針による削除の具体例等により、改正法の運用状況を確認する。